

東灘区生活支援課における生活保護関連業務に係る
会計年度任用職員（一般事務）募集要項

1. 募集人数

3名

2. 業務内容

- ・生活保護業務に関する医療介護事務
- ・生活保護業務に関する医療介護事業者の指定
- ・生活保護業務に関する移送費支給事務
- ・生活保護業務に関するおむつ代支給事務
- ・生活保護業務に関する経理事務
- ・課の庶務事務（庁内メール・郵便、消耗品在庫管理、書類作成、電話応対等）

3. 応募資格

- ・Word、Excel を使用しての文書作成、集計作業等の基本操作ができる者（資格不問）
 - ・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※年齢は問いません。

4. 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。
(2回まで最長3年)

5. 勤務条件

(1) 基本給

※週31時間勤務の場合

月額：約17.0万円（地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。）

年収：約282万円（初年度は約255万円）

諸手当等：期末手当（年間約78万円）、時間外勤務手当、通勤手当等

※在職期間に応じて期末手当の支給割合を決定するため、初年度の期末手当は年間約51万円です。

(2) 勤務時間・日数

①8：45～17：30（休憩 60 分）・週 4 日（31 時間）または

②8：45～17：30 のうち 6 時間（休憩 60 分）・週 5 日（30 時間）

※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始、及び週のうち所属から指定された日

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(5) 勤務地

東灘区保健福祉部生活支援課

所在地：神戸市東灘区住吉東町 5 丁目 2 番 1 号

(6) 福利厚生

健康保険（共済短期）、厚生年金保険、雇用保険、条例若しくは労働者災害補償保険法による補償等

(7) 試用期間 1 ヶ月（再度任用する場合も同様）

(8) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・パートタイム勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合には認められませんので留意してください。

①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合等）

②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合

③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(9) その他

・基本給及び諸手当の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

書類選考（履歴書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し合格者を決定します。

7. 問い合わせ・書類提出先

〒658-8570 神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号

神戸市東灘区保健福祉部生活支援課 一般事務職員採用担当

電話 (078) -841-4131 内線 440・446

※平日 9:00～17:00 まで受付 (12:00～13:00 除く)

8. 申込方法

①提出書類

履歴書 (写真添付)、職務経歴書

②申込方法

郵送にて「7.問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

郵送方法は指定しませんが、「簡易書留郵便」等の方法が確実です。普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

③受付期間

令和8年3月10日(火) 必着

9. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報、神戸市個人情報保護条例に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。